

入札契約制度の見直しについて

本市の建設工事に係る入札契約制度につきましては、これまでも、様々な改善に取り組んで参りましたが、ダンピング受注を防止し、下請企業へのしわ寄せ防止や工事品質の確保をさらに図るとともに、地域経済の活性化や雇用環境の改善を促進するため、最低制限価格、調査基準価格の算出基準や低入札調査時の失格基準を見直します。

つきましては、8月1日以降に公告又は指名通知する工事から、下記の内容で訂正いたしますので、ご了解のうえ入札に参加してください。

建設工事の最低制限価格制度、低入札価格調査制度の見直し

(1) 最低制限価格及び調査基準価格の算出基準を見直します。

- ・最低制限価格制度 予定価格が130万円を超える建設工事
- ・低入札価格調査制度 総合評価落札方式のみ

改正後	現行
①「直接工事費の95%」 ②「共通仮設費の90%」 ③「現場管理費の <b>70%</b> 」 ④「一般管理費の30%」 最低制限価格及び調査基準価格は①～④の合計額 ただし、当分の間、 ①の「直接工事費の95%」は「直接工事費の100%」、 ②の「共通仮設費の90%」は「共通仮設費の <b>100%</b> 」とする。 ※最低制限価格及び調査基準価格は予定価格の <b>7/10～9/10</b> の範囲内とする。	①「直接工事費の95%」 ②「共通仮設費の90%」 ③「現場管理費の60%」 ④「一般管理費の30%」 最低制限価格及び調査基準価格は①～④の合計額 ただし、当分の間、 ①の「直接工事費の95%」は、「直接工事費の100%」とする。 ※最低制限価格及び調査基準価格は予定価格の2/3～85%の範囲内とする。

(2) 調査基準価格を下回った場合の失格基準を見直します。

改正後	現 行
<p>下記項目の(1)～(5)に一つでも該当したときは、失格とする。</p> <p><b>【項目別基準】</b></p> <p>(1) 直接工事費が上下水道局設計額の75%未満である。</p> <p>(2) 共通仮設費が上下水道局設計額の70%未満である。</p> <p>(3) 現場管理費が上下水道局設計額の<b>70%</b>未満である。</p> <p>(4) 一般管理費が上下水道局設計額の30%未満である。</p> <p>☆諸経費が(2)～(4)に細分化されていない場合は、諸経費が上下水道局設計額の55%未満である。</p> <p><b>【総額基準】</b></p> <p>(5) <b>入札価格が下記のAの合計額(当該額が予定価格の90%を超える場合は予定価格の90%の額とし、予定価格の70%を下回る場合は予定価格の70%の額とする。)から「比較価格の3%を引いた額」又はBの合計額のいずれか低い額から千円未満を切捨てた額未満である。</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>A</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「直接工事費」</li> <li>・「共通仮設費」</li> <li>・「現場管理費の70%」</li> <li>・「一般管理費の30%」</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>B</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「直接工事費の95%」</li> <li>・「共通仮設費の90%」</li> <li>・「現場管理費の70%」</li> <li>・「一般管理費の30%」</li> </ul> </div>	<p>下記項目の(1)～(5)に一つでも該当したときは、失格とする。</p> <p><b>【項目別基準】</b></p> <p>(1) 直接工事費が上下水道局設計額の75%未満である。</p> <p>(2) 共通仮設費が上下水道局設計額の70%未満である。</p> <p>(3) 現場管理費が上下水道局設計額の60%未満である。</p> <p>(4) 一般管理費が上下水道局設計額の30%未満である。</p> <p>☆諸経費が(2)～(4)に細分化されていない場合は、諸経費が上下水道局設計額の55%未満である。</p> <p><b>【総額基準】</b></p> <p>(5) 入札価格が、下記の①～④の合計額から⑤の額を差し引いた額未満である。</p> <p>①「直接工事費の95%」</p> <p>②「共通仮設費の90%」</p> <p>③「現場管理費の60%」</p> <p>④「一般管理費の30%」</p> <p>⑤「比較価格の5%」</p> <p>ただし、当分の間、</p> <p>①「直接工事費の95%」は、「直接工事費の100%」とする。</p>

◎以上の改正は平成21年8月1日以降に公告する工事から適用しますので、詳しくは公告文に添付の共通事項をご覧ください。